

国自情第 3 2 5 号
国自整第 2 5 5 号
令和 5 年 3 月 7 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長
整備課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う自動車登録申請の年度末
集中の分散について（協力依頼）

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止について（協力依頼）」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）により、年度末の繁忙期における運輸支局及び自動車検査登録事務所への来庁者を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図るため、検査・登録の申請は、可能な限り（発出日～3月末日）を避けていただくか、または O S S を利用した申請を実施していただくようご協力をお願いしているところです。
2. 上記 1. について、引き続き、O S S を利用した申請等により当該期間の来庁者の集中を分散するようご協力いただくとともに、道路運送車両法でその事由が発生した日から 15 日以内にしなければならないと規定されている以下の申請手続き等については、3 月中に事由が発生した場合であっても、可能な限り当該期間を避けて 15 日以内に来庁していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。
 - ・変更登録（第 12 条第 1 項）
 - ・移転登録（第 13 条第 1 項）
 - ・永久抹消登録（第 15 条第 1 項）
 - ・輸出抹消仮登録証明書の返納（第 15 条の 2 第 4 項）
 - ・一時抹消登録後の解体届出（第 16 条第 2 項）
 - ・輸出予定届出証明書の返納（第 16 条第 6 項）
 - ・自動車検査証の記載事項の変更（第 67 条第 1 項）
 - ・自動車検査証の返納（第 69 条第 1 項）
 - ・解体の届出（第 69 条の 2 第 1 項）

3. また、今般、総務省との協議の結果、令和5年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割及び軽自動車税種別割（以下「自動車税種別割等」という。）に限り、OSSの利用が困難なため窓口で手続をせざるを得ない次の場合であって、3月中に永久抹消登録や移転登録等の事由が発生したことを証する書面の提出があり、当該事由の発生から道路運送車両法に基づく15日以内の手続であることが確認できた場合には、当該申請が4月であっても、3月中にそれらの自動車税種別割等の申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うこととされたことから、上記1. 及び2. と併せて、当該期間を避けて来庁していただきますよう、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 永久抹消登録を行う場合
- (2) 移転登録及び一時抹消登録を同時に行う場合
- (3) 移転登録及び輸出抹消仮登録を同時に行う場合
- (4) 解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合
- (5) 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- (6) 所有者名義変更を伴う輸出予定届出を同時に行う場合

なお、具体的な取り扱いについては、別途通知いたします。

また、4月の移転登録申請となる場合、地方公共団体の課税事務の作業工程上、納税通知書が旧所有者に発送されてしまうことがあり得ることから、その旨、旧所有者への周知も併せてお願いいたします。

以上